

令和3年10月29日

川崎市教育委員会事務局
教育環境整備推進室

学校施設及び設備等における修繕について

1 修繕の流れ

学校施設等の不具合が発生してから修繕が完了するまでの、主な流れは次のとおりです。

(1) 工事原因発生から申請書受理

学校から当室に不具合の状況等の内容が記載された修繕申請書が提出されます。

(2) 工事实施の判断から参考見積書

申請書の内容を確認し工事实施の判断を行い、不具合の状況に応じた業者を選定し、参考見積書の作成を依頼します。

(3) 見積合せ

参考見積書の内容で不具合が改善されるか確認した後、3者に見積書の提出を依頼します。

(4) 契約事務

3者の見積書確認後、契約手続きを行います。

(5) 工事实施・完了確認

契約手続き後に工事発注し、工事完了後に写真等の完了確認を行います。

(6) 支払い

契約金額の支払いで完了です。

2 工事实施までの期間

上記(1)～(4)までの事務手続には、概ね2ヵ月程度を要します